

平成

二十四年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十四年九月二十一日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十四年九月二十一日 午前十時開議

第一 議第五十五号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議第五十六号 平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第二号)議定について

第二 議第五十一号 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議第五十七号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について

第三 認第一号 平成二十三年五條市一般会計歳入歳出決算認定について

認第二号 平成二十三年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第三号 平成二十三年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

認第四号 平成二十三年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第五号 平成二十三年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第六号 平成二十三年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認第七号 平成二十三年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について

認第八号 平成二十三年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第九号 平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認第十号 平成二十三年五條市水道事業会計決算認定について

- | | | |
|----|--------|--|
| 第四 | 同第 三号 | 五條市教育委員会委員の任命について |
| 第五 | 推第 二号 | 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて |
| 第六 | 発議第 六号 | 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書について |
| 第七 | 発議第 七号 | 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十四名）

十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	四番	三番	二番	一番
大谷	土井	花谷	峯林	山田	益田	池上	藤富	川村	堀川	吉田	山口	福塚
龍雄	康嗣	昭典	宏政	澄雄	吉雄	輝博	美子	家廣	浩美	雅範	耕司	恵実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

十五番

田

原

清

孝

市長	副市長	教育長	市長公室長	総務部長	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	消防長	教育部長	水道局長	会計管理者	西吉野支所長	大塔支所長	財政課長	市長公室次長
太	丸	堀	檜	竹	山	櫻	辻	森	窪	町	中	上	丸	山	和	新
田	谷	内	内	田	本	井	本	口	永	山	田	田	山	田	井	井
好	昭	伸	成	和	邦	敬	信	敏	佳	正	孝	勝	善	剛	健	夫
紀	典	起	吉	彦	美	三	彦	弘	秀	治	充	男	秀	久	明	夫

事務局職員出席者

秘書課長	竹
ふるさと創造課長	河
	村
	康
	友
事務局長	乾
事務局次長	藤
事務局係長	谷
事務局主任	光
速記者	柳
	ヶ
	瀬
	山
	仁
	五
	美
	美
	豊
	一
	旬

午前十時一分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第五十五号及び議第五十六号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十五号及び議第五十六号の二

議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十五号、五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、過疎対策におけるソフト事業として、保育施設の耐震診断事業に過疎対策事業債を活用するため本計画の一部を変更するもので、本事業を実施する施設は宇智野保育所であることなど当局の説明により了承した次第であります。委員から、保育所の新築等にも過疎対策事業債を活用することができなかっただしたのに対し、「児童福祉施設の保育所整備事業として予定をしている。」との答弁がありました。

次に、議第五十六号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、賦課徴収費の過誤納還付金及び還付加算金追加二千六百万円、災害弔慰金追加五百万円、農業振興費の産地再生関連施設緊急整備事業補助金一億三千三百二十九万五千円、街路灯台帳整備業務委託料一千八百七十九万円、災害関連林道復旧工事費追加五千八十五万円等の総額三億二千四百六十二万六千円を増額し、その財源は地方交付税、県支出金及び市債等をもって賄うもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十五億三百八十二万二千円とする歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市税の過誤納還付金の内容についてただしたのに対し、「法人市民税の中間申告による予定納税額に対する還付二十二法人二千百万円と、昨年の台風被災者に対する個人市民税の減免五十二名四百六十四万円、固定資産税四十一件七十六万五千二百円の還付と新規企業の立地による減免約二百二十万円等合計三千七百九十万円の還付となる。」等の答弁がありました。

次に、民生費の災害弔慰金の状況についてただしたのに対し、「亡くなられた方全員及び安否未確認者四名のうち二名については支給済みで、残りの安否未確認者二名分の補正である。」との答弁がありました。

次に、農業振興費の産地再生関連施設緊急整備事業補助金の内容についてただしたのに対し、「ならけん農協西吉野柿選果場に処理能力一八〇トンの脱渋施設とその保管庫施設を整備するもので、総事業費約二億四千二百三十五万四千円のうち五〇パーセントが国庫補助金、市補助金が五パーセント、受益者負担が四五パーセントとなっております。五月七日に県を通じて国に申請書を提出し、八月二十七日に国の承認があった。」との答弁がありました。

次に、現在のため池の管理状況等についてただしたのに対し、「五條市内には約一千箇所のため池があり、その管理は水利組合や自治会が

行っているが、ため池の水量、規模、その位置についてのデータが紙記録でしかなく、災害発生時には対応が難しいため、今回電子化を進めたく予算計上した。委託業者の選定については入札を予定している。」との答弁がありました。委員から、毎年何らかの委託業務が発生するかたまたまの選定に對し、「緊急雇用創出事業で、国一〇〇パーセントで行う一回限りの事業であり、その後の更新については担当課で随時更新していく。」との答弁がありました。

次に、街路灯台帳整備業務委託料の内容についてたまたまの選定に對し、「昨年度市道台帳を電子化した。が、市道にある市が管理する街路灯を効果的に歩行者の安全等を確保するため、街路灯の位置、その構造等を道路台帳に付加するもので、委託業者の選定については入札を予定している。」との答弁がありました。

次に、予防費のポリオ予防接種委託料についてたまたまの選定に對し、「本年九月以降に不活化ポリオワクチンを接種する対象は、生後三箇月から七歳半の子供二百七十名を予定している。予防接種は五條市医師会に委託して実施し、このワクチンの単価は一回五千四百五十円であるが、医師会の経費を入れると一万一千三百十円となる。」との答弁がありましたが、委員から、ポリオワクチンの輸入についてたまたまの選定に對し、「国で承認されたワクチンは今のところイモバックスポリオ一種類しかない。」との答弁がありました。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業の補助率についてたまたまの選定に對し、「二見三丁目のため池の堤の護岸工事で国の補助率が六〇パーセントで市の補助率が四〇パーセント、久留野町の水路については国・県併せて補助率六〇パーセント、市の補助率二〇パーセント、受益者負担は二〇パーセントである。」との答弁がありました。

次に、西吉野町の市道永谷富貴線の道路舗装状況についてたまたまの選定に對し、「今回の補正予算に計上しているが、生コン業者が頻繁に利用しているのが原因と考え、看板の設置や車の走行方法等について生コン業者に申入れを行ったところである。また、道路改良については、狭あいな箇所及び危険箇所もあるので、財政状況を鑑み検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、農業振興に係る市の補助基準についてたまたまの選定に對し、「農林漁業関係補助金等交付規則で規定されているのは、国・県の補助金が五〇パーセント以内の場合、市の補助率は一〇パーセント以内で、単独事業で国・県の補助金がない場合は、市の補助率は二〇パーセント以内となっている。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第五十一号及び議第五十七号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十一号及び議第五十七号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十一号 五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につきまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、従来、水道法で定められていた事項が地方公共団体に委任されたため、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を規定する必要が生じたため本条例を制定することなど、当局の説明により了承した次第であります。委員から、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有する事業所についてただしたのに対し、「水道局に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を取得した職員を配置する規定である。」との答弁がありました。

次に、これまでの基準及び資格取得方法についてただしたのに対し、「従来は水道法で規定されていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したため、条例を制定する必要が生じた。また、資格取得については国家試験ではなく、厚生労働省の登録を受けた社団法人日本水道協会が認定する資格である。」との答弁がありました。

次に、議第五十七号 五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、介護保険財政調整基金積立金の追加一千六百八十八万八千円、償還金一千六十一万三千円を増額し、その財源を支払基金交付金及び繰越金で賄うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、介護保険の加入者数についてただしたのに対し、「六十五歳以上で約一万人弱である。また、そのうち九十歳以上は約六百人である。」との答弁がありました。

次に、九十歳以上で介護サービスを利用していない人数についてただしたのに対し、「ほとんどの方が何らかのサービスを利用している。」との答弁がありました。委員から、介護保険を利用していない高齢者に五條市内の商店で利用できる商品券を配布すること及び「広報五條」に健康な暮らし方のワンポイントを掲載することについてただしたのに対し、「介護予防という観点から非常に大事であるので、関係機関と調整させていただく。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、認第一号から認第十号までの十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会川村家廣委員長。

〔決算審査特別委員長 川村家廣登壇〕

○決算審査特別委員長（川村家廣）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月十日の本会議におきまして、平成二十三年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、田原清孝議員、山田澄雄議員、益田吉博議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、福塚 実議員、そして私、川村家廣の七名が選任され、本会議終了後の委員会におきまして、委員長に私、川村家廣が、副委員長に福塚 実委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程

及び審査の方法、順序について協議しました。

以下、十三日及び十四日の二日間開会いたしました当委員会での審査の結果と概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明の後、総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 消防庁舎起工式が九月九日に執り行われたが、国會議員や県會議員を招待して、市會議員に連絡がなかったことについてただしたのに対し、「起工式は、工事施工者の大林・田原特定建設工事共同企業体が主催で、市内における過去の起工式を参考に出席者を招待したと聞いている。」との答弁がありました。委員から、「十数年間を掛けてようやく起工式を執り行うところまで事業が進展したのだから、市會議員全員を招待すべきであり、議會を軽視している。」との厳しい意見がありました。

二 ごみ処理広域化の説明会での説明内容についてただしたのに対し、「広域化がなぜ必要なのか、なぜやまと広域環境衛生事務組合に加入したのか、今までの経過説明及び全体の流れを説明し、その後担当課から詳細な金額的なことを含め説明をしている。」との答弁がありました。

三 国道二四号拡幅整備事業で第二工区の工事が遅れていることについてただしたのに対し、「地権者三名の境界が確定しないことにより面積の確定ができないため時間を要している。」との答弁がありました。委員から、三名の同意が得られなければ永久に事業は進まないのか、たまたまのことにし、「この事業は工事区間が四工区あり、最終の四工区の工事に入り、最終的には収用という形になると思うが、今の段階では全体の工事説明も終わっていないので難しい。」との答弁がありました。

四 本陣交差点から京奈和自動車道五條インターチェンジまでの地域高規格道路及び五條駅南北道の進捗状況についてただしたのに対し、「地域高規格道路は計画決定に向け、県で議論していただいているが、町全体の形も変わる可能性もあるので慎重に県の方で取り組んでいる。また、五條駅南北道については、平成二十五年度に地籍調査が完了するので、その後の方向性について具体的に説明、相談したい。」との答弁がありました。

五 今井地区から小島地区に抜ける栄山寺トンネル工事の進捗状況についてただしたのに対し、「昨年の大塔町での災害に伴い、国道一六八号

に大きく予算編成している状況で、現状では栄山寺トンネルの工事は止まっているが、毎年要望書を提出しており、今後も粘り強く要望していく。」との答弁がありました。委員から、五條市は他市に比べ事業の進捗が遅いように思うとの意見がありました。さらに、要望活動についていただいたのに対し、「災害で県の事業もある中、協議の機会に話はしているが、栄山寺トンネルも非常に大事な工事と認識しているので、引き続き要望していきたい。」との答弁がありました。

六 県道赤滝五條線の最初坊墓地近くにある十字路の狭い箇所についていただいたのに対し、「地権者の親戚の方から連絡があり、五條土木事務所では話を聞いたところである。県の話としては、前向きに進めるが予算措置がされていないので、国道一六八号から智辯学園までの間の改良工事の予算を使うことができればやりたいと聞いている。」との答弁がありました。委員から、「道路工事については更に要望を続けていただき、民間活力を活用する方法も検討してもらいたい。」との意見がありました。

七 消防庁舎建設用地の前のガソリンスタンド跡地についていただいたのに対し、「過去に買収の話があったが、金銭的に調整がとれず進まなかった。消防庁舎や通学路も踏まえて検討し、地権者が売却の意志があるなら買収したい。」との答弁がありました。

八 奈良県が発行した五條市の土砂災害警戒マップに、既になくなっていく施設が避難所として記載されていた、その後の対応についていただいたのに対し、「市民から連絡を受け、説明をしたと聞いている。土砂災害警戒マップについては、地域防災計画の中で避難所マップを作成する予定で翌年度になる。」との答弁がありました。

九 大塔町の赤谷オート・キャンプ場の再開についていただいたのに対し、「昨年の台風十二号災害で壊滅的な打撃を受け、現在国直轄事業で復旧中であり、事業完成までは施設の復旧・再開は不可能である。現在行っているのは、緊急直轄砂防事業であり、平成二十五年度に赤谷オート・キャンプ場の部分について計画されると聞いているので、今後の事業スケジュール等を見て再開場所等を検討したい。」との答弁がありました。委員から、「赤谷には土砂ダムができ、せき止め湖になっているので、これを観光の目玉として活用できるように検討してもらいたい。」との意見がありました。

十 西吉野町にあるきすみ館が老朽化していることについていただいたのに対し、「きすみ館は平成七年四月にオープンし、十八年目になる。傷みが多く修繕をしながら営業するのか、また、大きくリニューアルするのか検討したい。」との答弁がありました。委員から、「使用していないテニスコートを含め、食事ができる施設として大きくリニューアルし、将来的には指定管理の方向で検討してもらいたい。」との意見がありました。

十一 通学路の検証と安全対策の進捗状況についてただしたのに対し、「五條土木事務所、市の関係者、学校長、教育委員会の四者が、各現場を回り五十二箇所をチェックし、すぐにできるところと、今後お願いするところを確認した。」との答弁がありました。委員から、「通学路の安全対策は、不審者対策も含め、暗い所には防犯灯を付け、ガードレールで安全が保たれるのであればお願いをして早急に対策を講じてもらいたい。」との意見がありました。

十二 学校給食費の滞納についてただしたのに対し、「滞納については、平成二十年度四万四千二百円、平成二十一年度二十三万七千二百四十円、平成二十二年、二十三年、二十八万一千二百円、平成二十三年、三十五万三千五百五十円で、保護者数十九名、生徒数二十四名である。」との答弁がありました。委員から、徴収方法等についてただしたのに対し、「教頭と学級担任等が連携し、文書の送付や電話による納入依頼を行い、懇談会等の機会に納入指導を行っている。また、過年度滞納者については、誓約書や返済計画書の提出を求め、それに基づき訪問時間や家庭状況等に配慮しながら家庭への訪問徴収を実施している。」との答弁がありました。

十三 中止となった今年度の防災訓練に要した費用及び予備日の設定についてただしたのに対し、「会場設営委託料と音響設備等で百八十三万七千五百円であり、予備日については、陸上自衛隊、消防団、警察機動隊等多くの関係機関が参集するため日程調整が困難で予備日を設けにくい。」との答弁がありました。日頃の訓練の成果を楽しみにしている市民もいるので予備日を設けてもらいたい。との意見がありました。

十四 高齢化が進む中、市営墓地の建設についての考えをただしたのに対し、「現在、五條市で約一千七百基の墓が不足していると試算しており、多くは田園地区の方の墓地が不足していると認識している。墓地を造るとそれに付随する工事も必要となるので、少しでも安価な、墓地に適している場所を探していきたい。」との答弁がありました。

十五 仮設住宅の入居期間は二年間であるが、避難者に対する公営住宅への入居についての考えをただしたのに対し、「大塔町に戻りたい方については、小規模改良住宅を大塔町に建設予定である。また、旧五條市内については、被災者にできるだけ優先的に市営住宅に入っていただきたい。」との答弁がありました。

十六 入札時の仕様書と工事内容についてただしたのに対し、「仕様書の中の規格品、機能については、承認願いが提出され、監督員が承認する。それ以外については、仕様書とおりの規格品を使って工事を進めるのが基本である。」との答弁がありました。

十七 一般質問のための資料を収集中、その情報が流れ、質問を控えてほしいとの依頼があったので、議員の調査内容を漏えいすることがないようにとの意見がありました。

十八 新し尿処理施設建設工事の入札方法についてただしたのに対し、「新し尿処理施設については、単体発注で、条件として清掃施設工事の評価点九百点以上であり、特殊な水処理関係の施設となるため性能発注方式で設計と施工を同時にする方法である。」との答弁がありました。委員から、建物とそこの中の特殊な部分を分割して発注することについてただしたのに対し、「建物については、全体の約二割強くらいと考えている。総合評価一般競争入札の技術提案方式を採用しているので、決定基準の中に地元企業との協力、連携、雇用等の項目を入れている。今後は多方面の入札方法を検討していく。」との答弁がありました。

午前十一時五十九分に昼食のため休憩し、午後一時三十分審査を再開しました。

十九 県立五條高等学校の下道路に、生徒を送迎する保護者の車が駐車していることについてただしたのに対し、「小・中学校に関わる道路については調査をしたが、高等学校については、もう少し調査が必要と考える。」との答弁がありました。

二十 通学路について教育委員会から連絡を受けて、都市整備部として安全対策を講じているところについてただしたのに対し、「建設課も通学路の調査に立会いをしているので、必要な安全対策が早急に必要な箇所については、工事を実施していきたい。」との答弁がありました。

二十一 学校給食費の滞納家庭への徴収を市の税金、保険料、市営住宅使用料等と同時にを行うことについての考えをただしたのに対し、「子供たちの家庭の状況や子供の状況等を一番よく知っているのが教職員であると思うので、子供やその家庭に配慮して行うためには難しいと考える。」との答弁がありました。

二十二 今年度、市立五條東中学校だけに空調設備を設置したことについてただしたのに対し、「各中学校の受験を控えた三年生の教室から設置するのも一つの方法であるが、電気配線等の設備も必要となるので、学校単位で設置するのが効果的と考えた。」との答弁がありました。委員から、学校により子供に対する環境の格差を付けることになり、保護者の理解は得られない。計画的に空調設備設置の対応をお願いする。」との意見がありました。

二十三 五條市のマスコットキャラクターのゴーちゃんなどのあめを製作したことについてただしたのに対し、「あめの製作に約二十五万円支出しており、商工会に製作者がいなかかったかと思う。五條市に土産物が少ないので、マスコットキャラクター三体のあめを作ることを担当課と話し合い製作した。販売が目的ではなく、五條市のPRのため、各種イベントで使ってもらうために製作した。」との答弁がありました。委員から、「今後キャラクターグッズ等を製作するときには、商工会等と相談し、五條市の活性化につなげてもらいたい。」との意見がありました。

二十四 五條市をPRするための観光マップ等の印刷を他市の業者に発注していると聞いているが、五條市の税金により作成しているのだから、五條市の業者への発注をお願いするとともに、他市や他県に発注している印刷物の金額を調べてほしいとの意見がありました。

二十五 吉野川の野原側に駐車場を造る要望とともに、あづみ台の市道と国道三一〇号の交差点にあるバリケードについてただしたのに対し、「あづみ台の開発が終了し、ある程度の家が建つまでは封鎖しておくことにしていた。一度地元と協議したが、大型車などの通行車両が増えると危険であるなど、地元の意見も聞く必要もあり現在封鎖しているが、接続する方向で検討していく。」との答弁がありました。

二十六 新し尿処理施設建設の施工監理及びかし担保についてただしたのに対し、「施工監理については後日別発注で行い、かし担保については性能発注であるので十年間である。」との答弁がありました。

二十七 五條市の職員数についてただしたのに対し、「平成二十四年五月一日現在、正職員五百十名、臨時雇用九十名、保育士等の嘱託職員百九名、合計七百九名である。また、行財政改革の中で集中改革プランを基に五年間で百六十五名の退職があつたが、総務省が示している、人口三万五千名の類似団体は約百三十五自治体で、超過人員は三十五名となっている。今後は適材適所の人員配置や職員のレベルアップを行い、事務の外部委託等も視野に入れながら工夫をしていく。」との答弁がありました。

二十八 一人暮らしの障害がある方に対する対応についてただしたのに対し、「障害者自立支援法により、精神、知的、身体について対応している。救急医療キットや緊急通報装置等事前に申請があれば対応する。」との答弁がありました。委員から、事前に申請がなければ対応しないのかただしたのに対し、「日頃から民生・児童委員も対応しており、緊急の場合は病院や消防本部から連絡が入るので対応はする。」との答弁がありました。さらに委員から、申請書の様式についてただしたのに対し、「様式については、国の制度であり、厚生労働省の事務処理要領に定められているので、関係機関と協議をし、厚生労働省へ要望していく。」との答弁がありました。

二十九 災害時要援護者名簿作成の進捗状況についてただしたのに対し、「個人情報記載する名簿であることから、要援護者及びその家族や支援者の同意が必要である。一人世帯の状況について把握できていない部分もあるので、関係部署とも調整をし、地域の協力をいただきながら順次進めていく。」との答弁がありました。

三十 被災者支援システムの稼働状況についてただしたのに対し、「本年三月の補正予算で承認され、直ちにシステムの構築を行い、庁内に被災者支援システム検討部会を設置し、運用管理者及び実務担当者を対象に稼働に向けての研修会を実施した。その後、住民世帯データに台風十二号被害のデータを入力し、現在、被災者家屋管理システムが出来上がったところである。」との答弁がありました。

午後二時五十分にトイレ休憩を取り、午後三時五分に審査を再開しました。

三十一 防災行政無線の取組についてただしたのに対し、「大塔町を除く五條市内全域について、市役所新庁舎及び消防庁舎の建設、あるいは奈良県消防広域化を念頭に、新規に設置した自治体への実地調査やスピーカー音量到達実証実験に参加するなど研究を行ってきた。」との答弁がありました。委員から、「防災行政無線の本部を後から移動すればいいだけで、市役所新庁舎の建設にこだわる必要がない。一刻も早く設置すべきである。」との意見がありました。

三十二 総務省のＪアラート全国一斉訓練についてただしたのに対し、「九月十二日の十時と十時三十分の二回緊急試験放送があり、適正に市役所で受信した。」との答弁がありました。委員から、Ｊアラートの目的と市民への周知方法等についてただしたのに対し、「市民を危険から回避させるための緊急放送であり、大塔町については防災行政無線で自動的に放送が流れるが、それ以外については、今のところ広報車等による広報活動である。」との答弁がありました。さらに委員から、「新消防庁舎の出来上がる時期をきっかけとして、財政的なこともあるが市民の安心、安全を守ってもらいたい。」等の意見がありました。

三十三 五條市土地開発公社の現状と今後の方針等についてただしたのに対し、「本年度の（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業に係る用地の買戻しは完了しており、今後具体化した事業用地についても買戻しを行う。現在保有している土地は、一七一、〇〇〇平方メートルで簿価総額は約二十九億円である。」との答弁がありました。委員から、五條市土地開発公社の起債を活用した解散についてただしたのに対し、「従来から検討はしてきたが、起債に対する交付税措置がなく、各種の施策や事業実施に影響を及ぼすことから現状として五條市土地開発公社の解散はできない。」との答弁がありました。

三十四 やまと広域環境衛生事務組合に加入することが決定し、その組合の経費はごみ処理量で負担割合が決まることになっているが、ごみの減量化についてただしたのに対し、「現在みどり園では、刈草の堆肥化を検討しており、中山間地域等直接支払制度の協定集落に委託を考えている。また、木についても分別し、まきや細い枝はチップ化して堆肥化していきたい。」との答弁がありました。

三十五 京奈和自動車道の五條インターチェンジ周辺にドライブインを建設することについてただしたのに対し、「本年六月に五條市まちづくり構想検討委員会により、まちづくりの構想が出来上がり、それを具体化するため推進協議会を立ち上げ、分科会を作り五條インターチェンジ周辺、新町を核としたまちづくりを実施していくための委員会を設置するところであり、関係機関と十分協議して進めていく。」との答弁がありました。

三十六 (仮称) 金剛山麓野鳥の森整備事業で買い戻した土地の今後の利用についてただしたのに対し、「五條市土地開発公社の健全化及び土地の有効利用を目的に、なるべく事業費を掛けずに山を生かした事業を進める趣旨であった。」との答弁がありました。委員から「五條インターチェンジを利用すれば集客しやすいので、篤農家から出資金を募り、山林を開墾して、年中野菜や果物を収穫できる観光農園を造ることを検討してもらいたい。」との意見がありました。

三十七 上水道の岡中継施設の建設についてただしたのに対し、「岡のポンプ場から配水池までの高低差による水圧が大きく、災害時等に地域住民に危険が及ぶため重要案件と捉え、今後財政状況を勘案しながら最重要課題として取り組んでいく。」との答弁がありました。委員から、「水道局は五條市土地開発公社に二億円を貸し付けている。それを返済してもらい、残り二億円を一般会計から繰り入れれば、水道料金を上げずに建設できるので来年度から事業実施してもらいたい。」との意見がありました。

三十八 本年度から約二〇パーセント値上げした国民健康保険税の課税状況等についてただしたのに対し、「景気の低迷等による退職、失業等により被保険者数は増加しているが、保険税額は試算額には届かず、一億円程度の増額になると思われる。」との答弁がありました。

三十九 指定管理者が利益の一部を市へ納付していることについてただしたのに対し、「平成十七年度に指定管理者制度を導入した当初からの制度があると聞いている。」との答弁がありました。翌日、理事者側から「平成二十二年度からである。」と訂正がありました。市へ納付する趣旨については、「民間の場合は、土地・建物全て個人の所有物で利益を出していくが、指定管理者の場合、全てが市の所有物であり、そこで出た利益についてはある程度市が徴収してもいいのではないかという意見になった。今回五條市行政改革推進本部会議で、一年単位ではなく三年間を合計して利益が出た場合に徴収するように変更した。今後は指定管理者の意欲を損なうことのないよう徴収率について検討したい。」との答弁がありました。

四十 指定管理料を指定管理期間内に変更することについてただしたのに対し、「基本的には契約なので変更はできないが、災害等で不測の事態が生じたときには変更を申し出ることができ、市は協議に応じなければならないとなっている。」との答弁がありました。

四十一 アルバイト職員に深夜まで残業をさせ、休日も出勤すると言われたという話を聞いたが、そういうことのないようにとの意見がありました。

以上、午後五時六分に総括質問が終了し、十三日の審査は終了しました。

翌十四日は、午前十時から審査を再開しました。

各費目の冒頭、各課長から平成二十三年度決算に対する検証と平成二十五年度に向けての抱負がありました。

初めに、一般会計のうち、議会費から総務費についてであります。

一 マイクロバス賃借料の使用目的についてただしたのに対し、「五條二見交通株式会社に委託しており、婦人会、各地区の人権教育推進協議会等の研修等に使用した百七十七件の使用料である。」との答弁がありました。

二 第九十三回全国高等学校野球選手権大会出場助成金とあるが、ほかの競技についてただしたのに対し、「全国ゲートボール大会等では、スポーツ関係の補助要綱で対応している。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

三 民生委員活動費補助金における民生委員の人数及び一人当たりの金額についてただしたのに対し、「民生委員は百二十二名で、一人当たりの金額は三万九千五十円である。」との答弁がありました。

四 コミュニティづくり補助金の内容についてただしたのに対し、「野原東住民センターのコミュニケーション事業で男女共同参画講演会の費用に使用した。」との答弁がありました。

五 生活保護費が前年度より増加していることについてただしたのに対し、「平成二十三年三月末で二百八十八世帯三百九十六名が、平成二十四年三月末で六世帯増加の二百九十四世帯四百四名であり、それに伴う四百四十万円の増加となった。」との答弁がありました。委員から、生活保護者が増加する中、担当職員への配慮についてただしたのに対し、「残業をしないで済む方法を課員全員で考えているが、なかなか残業が減らないのが現状である。」との答弁がありました。さらに委員から、「残業を減らすことにより住民サービスが悪くなる恐れがあり、その中で人員を増やすなど職員への配慮をお願いする。」との意見がありました。

民生費の審査が終了し、昼食のため午前十一時四十二分に休憩し、午後一時から衛生費の審査を再開しました。

六 実証作物園管理業務委託料についてただしたのに対し、「上野町のひまわり園の実証委託料である。」との答弁がありました。

七 南和の医療等に関する協議会負担金及び南和広域医療組合負担金の主な使途についてただしたのに対し、「南和の医療等に関する協議会負担金については、平成二十三年度におけるパソコンや机等の物品購入費の五條市負担分である。南和広域医療組合負担金は、平成二十四年二月に設立され、二箇月間に係る一市三町八村の組合議会の議員報酬、医療部門と行政部門の副管理者、監査委員、有識者等の特別職の報酬及び五條市、大淀町、下市町、吉野町からの派遣職員及び組合独自で雇用している臨時職員約十名の給与であり、その総額の二九・九五パーセ

ントが五條市の負担分である。」との答弁がありました。

八 塵芥収集業務委託料の業者別の金額と前年比についてただしたのに対し、「五條清掃社が四千八百八十万四千円と臨時分で六百七十五万一千五百円及び高利衛生が四千八百八十万四千円の合計一億四百三十五万九千五百円であり、燃料費等の高騰による経費分五パーセントを前年度より増額している。」との答弁がありました。委員から、収集する地域もごみ量も違うのに同じ金額であることについてただしたのに対し、「二業者で収集世帯数は一万一千五百五十三世帯で、以前から同じような世帯数を収集しているので今に至っていると思う。これまで随意契約であった経緯もあるが、来年度から入札も考えており、どのような仕様で業者選定するかなどを考慮して検討していく。」との答弁がありました。

委員から、ごみ収集業者二者のごみ収集量と委託料の資料請求があり、資料作成のため午後一時三十六分に休憩をし、午後一時四十八分に再開をしました。

九 河川水質検査委託料及び環境測定委託料が前年度と比較して異なることについてただしたのに対し、「指名競争入札により金額が下がった。」との答弁がありました。

次に、農林業費・商工費についてであります。

十 農産物普及促進委託料の内容についてただしたのに対し、「ふるさと雇用再生特別対策事業により、五條青ネギ生産組合の更なる品質向上とブランドを確立するため、生産指導や販売戦略のための指導員の人件費である。」との答弁がありました。

十一 薬用作物生産振興促進事業助成金の助成先及び実績についてただしたのに対し、「作物はトウキであり、昨年募集を行い小和町、岡町、野原、西吉野町等の農家十八名に苗代、肥料代、マルチ等の費用の二分の一を助成した。十二月に収穫予定であり実績はまだない。」との答弁がありました。

十二 鳥獣被害を防止する事業費の内容についてただしたのに対し、「防護柵の費用は原材料費で支出しており、予算は約一千五百万円で一月に広報五條で募集し、合計を案分して支給している。」との答弁がありました。

十三 美しい森林基盤整備交付金及びニホンジカ特定鳥獣保護管理計画推進事業補助金の使用目的についてただしたのに対し、「美しい森林基盤整備交付金は、国の補助金一〇〇パーセントの事業で、五條市森林組合の組合員が間伐等をしたときにとりまとめて支出している。また、ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画推進事業補助金は、県の補助金一〇〇パーセントの事業で、ニホンジカの保護と有害な場合の駆除として一

頭当たり二千五百円を主に社団法人奈良県猟友会五條支部に支出している。」との答弁がありました。

十四 観光客誘客案内事業委託料及び自転車観光促進事業委託料の内容について、観光客誘客案内事業委託料は、観光案内所で観光客の案内をするための人件費と案内に必要な観光PR用物件費であり、五條市観光協会に委託している。また、自転車観光促進事業委託料は、うちのの館に委託し、電動アシスト付き自転車と普通自転車八台ずつを五條駅前置き使っていただいている。」との答弁がありました。

十五 テクノパークなら工業団地運営協議会補助金について、テクノパークなら工業団地に立地している企業二十八者で構成されており、研修会やセミナーへの参加等の活動に補助をしている。」との答弁がありました。

十六 セミナーハウスという施設について、西吉野町にあるセミナーハウスですみ館である。」との答弁がありました。委員から、合併のときに施設名を五條市西吉野きすみ館と名称を変更しているとの意見に対し、「新年度予算編成に向けて、費目の名称については委員の意見を踏まえ十分に検討する。」との答弁がありました。

十七 要求していた資料の提出があり、理事者側から「平成二十三年度のごみ収集量は五條清掃社が二、六二〇トン、高利衛生が二、四〇九トンであり、ごみ収集世帯数は五條清掃社五千九百四十二世帯、高利衛生五千七百七十六世帯である。五條市内の収集地区をモザイク状に分けており、二者が同等の集収量と収集世帯数であることを勘案して委託料は同じにしている。」との答弁がありました。委員から、資料がわかりにくい上に二者が同等とは言えないとの意見とともに、臨時収集分について、臨時収集は五條三丁目付近で、ごみ処理場の移転に伴う関係で土曜日にごみ収集を行っている。」との答弁がありましたが、委員から、「みどり園の移転で市民もごみ問題については敏感になっており、市民への説明会も行われている中で、委託料が同額である根拠を市民に説明できるようにしてもらいたい。」との意見がありました。

次に、土木費についてであります。

十八 道路台帳デジタル化業務委託料の内容について、株式会社パスコ奈良支店に委託し、これまで紙ベースで管理していた市道総延長約七八〇キロメートルを、データベース化することにより、街灯や構造物の道路情報を一元化して管理することができる。今後、日常管理及び市民サービスの向上のため公開も視野に入れ検討したい。」との答弁がありました。

十九 建設単価データ使用料の使用数について、建設課、下水道課、都市計画課、西吉野支所に各一台である。」との答弁

がありました。

午後三時十三分に休憩を取り、午後三時二十五分に審査を再開しました。

消防費については質疑がありませんでした。

次に、教育費、災害復旧費、公債費、予備費についてであります。

二十 スクールバス運行委託料及びスクールバス特別運行委託料の委託業者についてただしたのに対し、「西吉野町のスクールバスで、有限会社賀名生運送、西吉野運送株式会社、有限会社松鷺運送、奈良交通株式会社に委託し、バス九台を運行している。また、特別運行についてはスポーツクラブ活動及び遠足、社会見学等のために運行している分である。」との答弁がありました。

二十一 学校教育ICT活用サポート事業委託料の内容についてただしたのに対し、「子供たちのパソコン授業のサポートをしている。また、教職員にもパソコンの指導をしている事業で全ての学校を回っている。」との答弁がありました。

二十二 準要保護新入学生徒学用品費等扶助の準要保護児童数についてただしたのに対し、「準要保護児童数は、小学生で百三十六名、中学生百四名であり、要保護児童に該当しないが学用品費、校外活動費及び給食費等の補助を行っている。」との答弁がありました。

二十三 平成二十三年の実質収支額約十一億九千九百万円の要因についてただしたのに対し、「歳入では、市税で予算額より約二億円、地方交付税で前年度より約二億五千万円増収となっている。歳出では、入札による差額や経費削減の効果が出ている。また、災害関連など特別な事情により予算の一部または全部が未執行になったこと等が考えられる。」との答弁がありました。また、「財政厳しいとはいえ、五條市発展のためには多くの予算を執行しても良いのではないか。」との意見がありました。

以上、一般会計の歳出についての質疑が終わり、引き続き一般会計歳入についての審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

一 市民税の未収額についてただしたのに対し、「平成十九年度からの約五年間で、滞納繰越分の収入未済額は、個人市民税で四千三百二十一万五千九百七十九円である。」との答弁がありました。

二 台風十二号災害による施設の保険金収入についてただしたのに対し、「五條市消防団第七方面隊十九消防格納庫以外については、再建するか廃止するかによって保険金額が異なるため、留保中である。」との答弁がありました。

以上、一般会計の歳入の質疑が終わり、引き続き各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。

国民健康保険特別会計及び簡易水道特別会計については、質疑はありませんでした。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

三 建設単価データ使用料の金額についてただしたのに対し、「土木積算システム年間データ使用料のことで、一般会計歳出の土木積算システム年間データ使用料七十一万六千九百四十円の二分の一の額となっている。平成二十五年度予算編成時に名称を訂正する。」との答弁がありました。

墓地事業特別会計から後期高齢者医療特別会計及び財産に関する調書については、質疑がありませんでした。

次に、水道事業会計についてであります。

四 水道メータ点検業務委託の入札についてただしたのに対し、「平成十七年に入札の結果アスカ美装株式会社に決定し、その後、契約単価が五十二円でそれ以上安価な業者がないこと及び業務の特殊性を考慮して随意契約をしている。」との答弁がありました。また、小島浄水場の汚泥処理についてただしたのに対し、「化学物質を含む汚泥であるため、最終処分地に処分しなければならぬ規則がある。県内に最終処分地を持っているのが株式会社南都興産一者であり、単価についてはトン当たり二万二千四百円であるが、水道局が処分地まで運搬することにより、トン当たり一万八千九百円の随意契約をしている。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本案は、全員一致をもって認定すべきものと決定し、審査が全て終了したため審査日程を一日残し、午後五時二分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり認定されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第四、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 同第三号、五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上程いただきました同第三号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち寒川英明委員が、平成二十四年十二月十九日をもって任期が満了となりますので、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いしたく存じます。

寒川氏は、五條市教育委員会委員として、本市教育の発展のため、御尽力いただいているところであります。

人格は高潔で、人望も厚く、教育、学術及び文化に関し、深い識見を有し、教育委員として適任者であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博）次に日程第五、推第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）推第二号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第二号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、辰己清史氏の任期が、本年十二月三十一日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いしたく存じます。

同氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えております。

議員各位には、御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（益田吉博）次に日程第六、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第六号、自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十四年九月二十一日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	田原清孝
〃	〃	池上輝雄
〃	〃	川村家廣

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）ただいま上程されました発議第六号、自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書（案）

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋りょう、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和四十年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後三十年から五十年）を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税收減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はどうか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ六万の橋のうち、八九パーセントが厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講ずるよう要望します。

具体的には、橋りょう等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十四年九月二十一日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）次に日程第七、発議第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第七号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十四年九月二十一日提出

提出者 五條市議会運営委員会

委員長 山 田 澄 雄

○議長（益田吉博） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山田澄雄委員長。

〔議会運営委員長 山田澄雄登壇〕

○議会運営委員長（山田澄雄） ただいま上程されました発議第七号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第一約束期間である平成二十年から平成二十四年までの間に、温室効果ガスを六パーセント削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち三・八パーセントを森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成二十四年十月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成二十四年度税制改正大綱」において、「平成二十五年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府におかれては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十一日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。――。

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第九十八条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（益田吉博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十四日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（益田吉博） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十三年度五條市各会計決算認定を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り厚くお礼申し上げます。理事者各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶いたします。

ありがとうございます。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 平成二十四年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

九月三日に開会されました、このたびの定例会におきまして、条例の制定を始め平成二十四年度一般会計及び特別会計補正予算並びに平成二十三年度各会計歳入歳出決算認定等について可決、承認をいただき、また教育委員、人権擁護委員の選任同意を得ましたことに心からお礼申し上げます。

本定例会中に議員各位から賜りました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、秋本番とともに台風襲来の季節でもあります。この時期防災体制に万全を期するため、職員には今一度、危険箇所 の点検や関係機関との連絡体制の確認等を指示したところであります。

議員各位におかれましては、十分お身体に御自愛をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため、より一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博） これをもちまして、平成二十四年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午前十一時十八分開会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 益 田 吉 博

署 名 議 員 田 原 清 孝

署 名 議 員 福 塚 実

署 名 議 員 山 口 耕 司